

第 7 3 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 3 0 年 7 月 2 3 日 (月)

午前 9 : 3 0 ~

宇 都 宮 市 教 育 セ ン タ ー 研 修 室 5 0 3 ・ 5 0 4

出席委員

1 号 委 員

菊池昭吾委員， 藤原紀沙委員
武井貴志委員， 蟹江教子委員
大森宣暁委員， 森岡正行委員 (6 名)

2 号 委 員

内藤良弘委員， 工藤稔行委員
駒場昭夫委員， 舟本肇委員 (4 名)

3 号 委 員

小林一成委員， 中島堯男委員
阿部英之委員 (代理) (3 名)

(計 1 3 名)

欠席委員

里村佳行委員， 相良利和委員 (1 号 委 員) (2 名)

常任幹事

塚田浩幹事 (都市整備部長)
高橋功幹事 (都市整備部次長)
神谷良範幹事 (地域政策室長)
早川光夫幹事 (環境政策課長)
岡田剛博幹事 (農業企画課長)
鈴木智幹事 (技術監理課長)
高橋裕司幹事 (都市計画課長) (7 名)

臨時幹事

平手義章幹事 (都市整備部参事)
若狭康伴幹事 (都市整備部副参事)
野中正久幹事 (道路建設課長)
篠田治幹事 (公園管理課長)
掛布張山幹事 (スポーツ振興課長) (5 名)

事務局

石川弘書記， 神山浩幸書記
上田英夫書記 (3 名)

石川書記

本日は、お忙しい中御出席頂きまして、誠にありがとうございます。
ございます。

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について
確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ・ 第73回宇都宮市都市計画審議会 次第
- ・ 議案第1号 宇都宮都市計画公園の変更について
4・4・001号 宮原運動公園
- ・ 議案第2号

「都市計画に関する基本的な方針」の策定について
第3次宇都宮市都市計画マスタープラン

また、本日机上に配布させて頂きました、

- ・ 議案第2号に係る【参考3】都市の現況・動向について
- ・ 【参考4】宇都宮市の現状や時代潮流の変化と展望
- ・ 第2次宇都宮市都市計画マスタープランの冊子

なお、第2次マスタープランの冊子については、2号委員
の皆様には事前に配布しているものになります。

資料は以上となっております。

不足しているものがありましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

(委嘱状交付)

石川書記

それでは、このたび第2号委員として宇都宮市議会の推薦
により、内藤委員、工藤委員、駒場委員の3名が新たに就任
されました。本来であれば、ここで市長より委嘱状を交付さ
せて頂くところですが、恐れ入りますが、時間の関
係もございますので、あらかじめ机の上のお手元に配付をさ
せて頂いております。どうぞ御容赦を頂きたいと思えます。

(委員紹介)

石川書記

続きまして、ここで改めて委員の皆様のお紹介と、幹事・
事務局職員の紹介をさせていただきます。

お手元の「宇都宮市都市計画審議会委員名簿」を御覧くだ
さい。

はじめに、第1号委員として、学識経験者のお立場で御出
席頂いております、

菊池昭吾委員です。

藤原紀沙委員です。

武井貴志委員です。

相良利和委員ですが，本日は所用により欠席となっております。

蟹江教子委員です。

大森宣暁委員です。

里村佳行委員ですが，本日は所用により欠席となっております。

森岡正行委員です。

次に，第2号委員として，宇都宮市議会から御出席いただいております，

内藤良弘委員です。

工藤稔行委員です。

駒場昭夫委員です。

舟本肇委員です。

続きまして，第3号委員といたしまして，関係行政機関から御出席頂いております委員を御紹介いたします。

小林一成委員です。

中島堯男委員です。

阿部英之委員ですが，本日は所用により欠席で，代理の石山係長に出席頂いております。

続きまして，幹事および事務局職員を紹介いたします。

まず幹事の紹介をいたします。

(自己紹介)

都市整備部長の塚田です。

都市整備部次長の高橋です。

地域政策室長の神谷です。

環境政策課長の早川です。

農業企画課長の岡田です。

技術監理課長の鈴木です。

都市計画課長の高橋です。

石川書記

続きまして，本日の審議にあたり臨時幹事が出席しておりますので紹介いたします。

(自己紹介)

都市整備部参事の平手です。

都市整備部副参事の若狭です。

道路建設課長の野中です。

公園管理課長の篠田です。

スポーツ振興課長の掛布です。

石川書記

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

(自己紹介)

都市計画グループ係長の神山です。

同じく都市計画グループ係長の上田です。

最後に私、都市計画課長補佐の石川です。

よろしく願いいたします。

1. 開会

石川書記

それでは、只今から「第73回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

ここからの進行は、大森会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2. 挨拶

大森会長

それでは、只今より第73回宇都宮市都市計画審議会を開催したいと思います。

なお、本日は、審議会終了後、宇都宮市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の具体化のための土地利用計画として、これまで審議を重ねてきた「立地適正化計画」や、今回、新たに諮問を頂いている「都市計画マスタープラン」とも密接に関係する公共交通ネットワークの構築の取組について勉強会を開催する予定となっておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

(会議の成立)

大森会長

それでは、はじめに本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

神山書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立を御報告いたします。

(会議の公開)

大森会長

続きまして、本日の会議の公開についてですが、本日の議案は、個人情報及び意思形成過程に関する情報を扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

(傍聴者確認)

大森会長

続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

神山書記

本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、記者の方が1名ございます。

大森会長

審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の「傍聴要領」に記載してあることをよくお読みになって、審議の進行に御協力ください。

また、記者の方へ申し上げます。写真やビデオ撮影につきましては、議事に入る前まででお願いします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に現在、会長職務代理者が不在となっておりますので、会長職務代理者を選任したいと思います。

当審議会条例第5条に「委員のうちから、会長があらかじめ指名する」旨、定められておりますことから、誠に僭越ながら、私から指名させていただきます。

本審議会は、本市の特徴を反映しながら適正で迅速な調査審議を行っていく必要があると考えます。

つきましては、市政全般に高い見識をお持ちでいらっしゃる、内藤良弘委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

大森会長

続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、菊池昭吾委員と武井貴志委員のお二人を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 議事

大森会長

それでは、会議次第に従い議事を進めてまいります。

本日の議題といたしまして、議案は2件となります。

議案第1号 宇都宮都市計画公園の変更について

4・4・001号 宮原運動公園

議案第2号

「都市計画に関する基本的な方針」の策定について

第3次宇都宮市都市計画マスタープラン

でございます。

これらの議案につきましては、議案第1号は平成30年7

月 17 日付，宮都第 244 号にて，議案第 2 号は平成 30 年 7 月 17 日付，宮都第 246 号にて市長より諮問があったものであります。

(議案第 1 号)

それでは事務局より議案第 1 号の説明をお願いいたします。

都市計画課長

それでは，お手元の資料に基づき，議案第 1 号「宇都宮都市計画公園 4・4・001 号 宮原運動公園」の変更につきまして，御説明いたします。

表紙をめくって頂き，1 ページを御覧ください。こちらは，今回変更しようとする宮原運動公園の「計画書」でございます。下段の理由であります，宮原運動公園の再整備と周辺道路の拡幅整備を一体的に行うことに伴い，宮原運動公園の区域の一部を変更する都市計画変更を行うものであります。

2 ページの「新旧対照表」を御覧ください。今回変更となる箇所は，面積の部分で，現在，「約 5.1 ヘクタール」であります，変更後は，「約 5 ヘクタール」となります。

次ページ以降に変更の「理由書」，「総括図」，「計画図」，「新旧対照図」がございますが，詳細につきましては A3 版の「説明資料 1」にて，御説明いたします。説明資料 1 を御覧ください。

まず，「1. 施設の位置」であります，本公園は市中心部から南西約 2 km に位置し，東側に市営住宅や工場があり，南側は地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び栃木県立衛生福祉大学などの医療・教育施設が隣接しております。また公園周辺には，西側に宇都宮栃木線，南側には産業通り，東側には宇都宮東京線など，本市の骨格を形成する都市計画道路が整備されております。

次に，「2. 施設の現況」であります，当公園は昭和 36 年に都市計画決定し，整備，供用され現在に至っております。そうした中，公園内の施設の老朽化が著しいことから，公園全体の再整備を計画し，平成 36 年度の完成を目指し，現在，野球場の解体作業を行っているところであります。再整備計画については，老朽化への対応のほか，現在の市民ニーズに即し，野球場やテニスコートの機能は継続する一方，ニーズの少ない弓道場やバレーボール場は廃止し，幅広い世代に対応した多様な活動ができるよう，憩いや健康づくりとなる地域の交流の場として整備するものです。

また，公園東側の市道 6378 号線は幅員が狭く，歩道も

一部未整備であることから、広域避難所である公園へのアクセス性向上に加え、公園利用者や地元住民の安全確保を図るため、道路拡幅整備に取り組んでおります。

ここで、これらの事業について御説明いたします。「参考資料1」を御覧ください。

宮原運動公園の再整備の概要であります。再整備の目的等は先ほど説明した通りでありまして、各施設の整備内容につきましては、別紙を御覧ください。こちらは再整備の平面図となります。中央にある野球場につきましては、観客席約2,300席、硬式野球、軟式野球、ソフトボール、それぞれの競技に利用可能であり、スタンド下には更衣室・シャワー室等を設け、バリアフリーにも対応となります。そのほか、南西部分にテニスコートを6面設置し、隣に更衣室・シャワー室のほか、事務所機能を備えたパークセンターを整備する計画となっております。また、南側には広場などを設け、幅広い世代に対応し、憩いや健康づくりや地域の交流の場となる機能を設置するものであります。このように各施設の再整備を行い、公園機能や利便性の向上を図る計画となっております。

次に、公園東側の市道6378号線の道路改良事業について、御説明いたします。「参考資料2」を御覧ください。道路の整備内容としましては、資料中段の標準断面にありますように、車道2車線、両側歩道、路肩に自転車の通行に配慮し、矢羽を設ける構成で計画しており、計画幅員は12mとなります。整備区間につきましては、北側の宮原球場通りからがんセンター東側までの約510mとなっております。

道路線形については次ページのA3平面図を御覧ください。左が北方向であり、左下が宮原運動公園となります。現況の道路が黒線、拡幅改良後が赤線となりますが、中央付近のクランクとなっている道路線形を、なだらかなカーブに改良します。また左端に図示されておりますのが、宮原球場通りであります。本路線との交差部分につきましては、現在自転車と歩行者のみが抜けられるようになっておりますが今回の道路改良によりまして、自動車の通行を可能とするものであります。今回はこれらの事業に伴いまして、公園区域を変更するものであります。

説明資料1にお戻りください。右側の「3.都市計画決定の趣旨」でございますが、公園施設の老朽化への対応や市民ニーズの変化等を踏まえた幅広い世代の多様な活動に対応する

とともに、地区公園として、公園へのアクセス性向上など防災機能の強化を図るため、宮原運動公園の再整備と周辺道路の拡幅整備を一体的に行うことに伴い、宮原運動公園の一部を変更する都市計画変更を行うものであります。

区域の変更箇所につきましては、「4.都市計画案の内容」の変更前と変更後の図面に変更箇所を太線で示しておりますが、市道6378号線に接する東側と南側の一部を変更いたします。なお、南側の区域の変更につきましては、当初決定した昭和36年当時から公園区域に含まれておりましたが、現在、社会福祉施設が立地しており、また、今回の公園再整備事業に支障とならないことから区域を除外するものであります。

最後に、都市計画の手続きの経緯を報告します。変更する都市計画素案を作成し、都市計画法第16条に基づく「素案の縦覧」について、「広報うつのみや5月号」に掲載し、5月15日から2週間実施いたしましたところ、縦覧者は1名で、意見申出書の提出はございませんでした。また、都市計画素案をもとに、都市計画案を作成し、都市計画法第17条に基づく「都市計画案の縦覧」について、「広報うつのみや6月号」に掲載し、6月29日から2週間実施いたしましたところ、縦覧者、意見書の提出はございませんでした。

以上をもちまして議案第1号「宇都宮都市計画公園の変更4・4・001号 宮原運動公園」の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

大森会長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、御意見・御質問等ありましたらお願いします。

駒場委員

「参考資料2」市道6378号線の道路改良事業についてですが、整備後、今までより形状が緩やかになり、車の通行もスムーズになることは良いことだと思いますが、今よりも車の速度が出てしまうことも考えられると思います。速度制限などの規制はどのようになるのでしょうか。

道路建設課長

速度制限につきましては、設計速度で考えているところでございます。

都市整備部長

設計速度につきましては、道路構造令などにに基づき、計画しているところでございますが、規制速度につきましては、

今後、交通管理者である警察と十分協議いたしまして設定していくものと思います。現段階では、場所が都市部ですのでそれほどスピードを出すような道路ではないのではないかと、いうところで御了解を頂ければと思います。

駒場委員　　ぜひ交通安全の方にも御配慮頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。

武井委員　　「参考資料2」の計画平面図で、市道6378号線の北側で宮原球場通りとの間にある両側の土地について、現在の用途と今後の用途の予定について教えてください。

都市計画課長　　こちらは株式会社スバルの所有地でございます。昔ここは鉄道の引込線がございましたが、現在は駐車場として使用しており、当面は現状の土地利用を維持するものと思われま

武井委員　　余計なことですが、宮原運動公園北側は、スバルの塀が続き、道路に接していないので、宮原運動公園自体が外部に対してちょっと閉鎖的な感じになっています。スバルの駐車場についても、市道6378号線により分断されて、西側が使いづらいように思いますので、この際、宮原運動公園に取り込むということもいずれ考えても良いのではないかと思います。

公園管理課長　　スバルの所有地につきましては、引込線が廃止になった後、社員の駐車場の確保が困難という状況の中で、こちらの場所を平成19年に駐車場として再整備したという経緯がございます。スバルとしては社員駐車場をなくすということは、今後会社の規模再編などが無い限り、非常に困難ということで聞いております。そのような情報があった時には頂いた御意見も含め、改めて検討させて頂きたいとは思いますが、当面は現在の土地利用を継続していくことになると思います。

武井委員　　ありがとうございます。

森岡委員　　2つ質問があります。まず、この都市計画については公園利用者や周辺の住民、また周辺施設、道路を使う方などに配慮頂いていると思いますが、用地取得については、都市計画と一体的である必要があると思います。資料に用地取得は平

成30年とありますが、先ほど話に出たスバルや、周辺の県施設の用地取得の状況はどのような状況になっているのか、2点目は「参考資料2」の標準断面に自転車の矢羽と書いてありますが、これは専門用語なのかそれとも誰でも分かる一般的な用語なのか、その言葉の定義を教えてくださいと思います。

道路建設課長

現在の用地取得の状況であります。対象地権者が4者おありまして、株式会社スバルと衛生福祉大学校については用地取得済みでございます。その他のがんセンター、財務局については協議を進めておありまして、今年度用地取得の契約を結ぶ予定となっております。二つ目の御質問ですが、矢羽という言葉は専門用語となっております。こちらの専門用語は国の自転車環境創出向上ガイドラインにも記載されている言葉となっております。

森岡委員

用地取得については了解しました。都市計画審議会という場で言うのもどうかと思いますが、矢羽について、市内様々な場所で見かけますが、自転車が通るのだろうと分かる人もいるかもしれませんが、分からない人も結構いると思います。さらに市民に対し周知する努力をしてもらった方がいいと思います。

大森会長

貴重な御意見ありがとうございます。私もそうですが、矢羽と自転車レーンの違いが分からない方がほとんどだと思いますので、周知は必要だと思います。他に何かございますか。

舟本委員

「説明資料1」の「都市計画構想案の内容」に記載されている球場の南側にある黄色く記載されている部分は面積が減ってしまうと思いますが、この部分の変更の概要を教えてください。

都市計画課長

議案1の6ページ、新旧対照図を御覧ください。黄色のラインが計画変更前のもので、今回、計画変更を行いまして、赤の実線にするものです。市道6378号線の拡幅に伴いまして、黄色ラインと赤ラインの間が道路用地になります。そして赤のラインが現在の道路にかかっている部分は、逆に道路用地だったところが、公園の区域になります。また、南側に老人保健施設がございますが、現在黄色のラインのものを

赤ラインに変更し，一部区域を除外するものでございます。

舟本委員 除外することは分かりましたが，除外した後はどのように処置していくのですか。

都市計画課長 この老人保健施設の部分については，現在民有地でございますが，用地取得などの予定はなく，今回都市計画公園の区域から外れることとなります。

舟本委員 分かりました。ありがとうございます。

大森会長 御意見，御質問も出尽くしたようですので，お諮りいたします。議案第1号については，「原案どおり異存なし」とすることで御異議ございませんか。

各委員 異議なし

大森会長 それでは，議案第1号については，「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

(議案第2号)

大森会長 続きまして，議案第2号に入ります。
それでは事務局より説明をお願いします。

都市計画課長 第3次都市計画マスタープランについて，説明いたします。
表紙をめくり，「参考1」を御覧ください。

こちらは策定スケジュールとなりますが，本件については平成30年度末の策定・公表に向け，計画の検討段階に応じて都市計画審議会による審議を考慮しております。中段の都市計画審議会の部分にありますとおり，今年度5回の審議を予定しております。また，10月からのネットワーク型コンパクトシティのまちづくりに関する地区別説明会や1月に実施するパブリックコメント等を通して意見聴取や市民理解の促進を図りながら，計画を取りまとめていく予定となっております。

次に「参考2」を御覧ください。

計画の構成については，「序章」，「第1章 全体構想」，「第2章 地域別構想」，「第3章 計画の実現に向けて」としております。今回は，序章と全体構想の内容について，御審議い

たきます。右側の「計画の検討フロー」のSTEP 1と2で都市の現況・動向の整理や現計画の評価などを行い、都市づくりの課題、都市づくりの理念・目標を取りまとめてまいりました。また、STEP 3では、都市づくりの目標を実現するため、総合計画や立地適正化計画などとの整合を図りながら、将来都市構造や土地利用の方針、都市整備の方針について今回の計画改定に反映すべき視点・方向性などについて整理したものであります。この計画の検討フローに沿って、資料の説明をさせていただきますが、ボリュームも多いことから、STEP 1, 2で一度区切りまして御意見を頂き、その後STEP 3を説明させていただきます。

では「資料1」を御覧ください。

まず、「1. 策定の目的」であります。本市においては、人口減少や超高齢社会を見据えた「ネットワーク型コンパクトシティ」を都市空間形成の理念に掲げ、中心部や地域拠点等に市民生活を支える様々なまちの機能が充実した拠点を形成し、その利便性が共有できるよう、拠点間や拠点とその周辺が公共交通などのネットワークで結ばれた便利で暮らしやすく持続可能なまちの実現を目指しております。このような中、少子・超高齢社会の進行や人口減少局面への転換などの社会環境の変化、ネットワーク型コンパクトシティの具体化に向けた立地適正化計画の策定、LRT駅東側着工と西側延伸に向けた検討など、まちづくりの進展に対応しながら、都市計画制度、手法を活用した土地利用や都市整備等のまちづくりを総合的かつ一体的に進めていくため、現計画を改定し、第3次計画を策定するものです。

次に「2. 計画の位置付け」であります。このマスタープランは都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、図にありますとおり「総合計画」、栃木県が定める「都市計画区域マスタープラン」に即し、住宅や都市の生活を支える都市機能の適正立地を図る「立地適正化計画」等と整合を図りながら、将来都市構造や土地利用・都市整備の方針などを明らかにし、用途地域など都市計画制度を活用し、ネットワーク型コンパクトシティを具体化するための計画であります。

次に「3. 計画の期間」であります。概ね20年先であります。2037年の都市の姿を展望するとともに、合わせて「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」が見通す2050年を見据えた計画とするものです。

2 ページを御覧ください。「5. マスタープラン全体構想の改定について」であります。全体構想に定める内容として、都市の将来ビジョンであるネットワーク型コンパクトシティの具体化に取り組んでいくための都市づくりの理念・目標を設定するとともに、全体構想の構成要素である「土地利用」及び「都市整備」の各方針の改定の方向性を整理しました。

「(1)都市づくりの課題整理と都市づくりの理念・目標の設定」であります。基礎調査の結果や、NCCの核となる拠点形成、これからのまちづくりに求められる機能、それらを結ぶ交通ネットワーク形成等を踏まえ、都市づくりの課題を整理し、都市づくりの理念・目標案を設定しました。

「資料2」を御覧ください。

左に記載されている「都市の現況・動向」を踏まえ、「都市づくりの課題」であります。市民の日常生活の要素である「住まう」「働く・学ぶ」「憩う」が充足できるとともに、それらを支える公共交通が確保され、都市が持続可能となるよう、拠点形成や居住の誘導などの視点から都市づくりの課題を以下の通り6つ設定しております。1点目は「将来を見据えた拠点等への都市機能や居住の誘導・集積」拠点等の高い利便性が得られる場所に都市機能や居住の誘導・集積を図り、持続可能な都市構造を形成していく必要としております。2点目は「街なかや拠点の魅力・活力の維持・向上」、都市の顔であり、市全体の活力をけん引する街なかや鉄道駅周辺等の拠点において、都市の中枢性・求心性や魅力・風格を高めるとともに、地域の魅力・賑わい創出につながる土地利用を推進する必要があるとしております。3点目は「地域経済を支える産業振興の推進」産業拠点を中心に、新たな企業誘致や既存の立地企業の拡大など、さらなる拠点化を促進する必要があるとしております。また大谷周辺地域の観光拠点につきましては、更なる集客交流の促進により、地域活性化や都市の魅力創造を図っていく必要があるとしております。4点目は「都市活動を支える誰もが移動しやすい交通環境の確保」自動車を使えない高齢者等が増加する中、持続可能な公共交通ネットワークの構築等を図っていく必要があるとしております。5点目は「自然と調和した郊外部地域の活力の維持・向上」優良な農地や森林等の自然環境の維持・保全とともに、地域住民の良好な生活環境や地域コミュニティを維持し、郊外部地域の活力を維持・向上を図っていく必要があるとしております。6点目は「環境や防災面に配慮した持続可能な都

市運営」環境負荷低減や災害に強い都市づくり，都市機能の拠点等への誘導・集積等による都市活動の効率化などによる持続可能な都市運営を行っていく必要があるとしております。これらの課題から，都市づくりの理念として，「便利で暮らしやすく 骨格の強い 100年先も持続的に発展できるまち，ネットワーク型コンパクトシティの実現」を掲げております。そして，「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に取り組んでいくため，これらの課題に対応した都市づくりの目標といたしまして，「便利で暮らしやすく快適に住み続けられる都市」，「都市や地域の魅力・活力を創造し続けられる都市」，「地域経済の好循環を創出する産業の発展を支える都市」，「公共交通などにより安全・快適で自由に移動できる都市」，「農地や森林など緑豊かな自然と市街地が調和した都市」，「環境に優しく災害に強い持続可能な都市運営が実現する都市」を設定させて頂きました。

以上，前半の部分でありますSTEP 1，2に該当するマスタープランの体系や都市づくりの理念，目標についての説明でございます。御審議よろしく申し上げます。

大森会長

ここまでで御質問や御意見はありますか。

藤原委員

2037年の都市の姿について御説明がありました。宇都宮市は「環境未来都市構想」にも関わっていると思いますが，パリ協定における2030年度までの目標など，既存の都市の未来像についての枠組みに対して，本提案で何らかの取り組みを考えているのでしょうか。最近はSDGsに関連したお話もいろいろとある中で，環境に優しい都市づくりに関連して本計画内に盛り込まれるものはあるのでしょうか

都市計画課長

分野別の計画の中で，環境負荷の小さいまちづくりと題して方針を記載する予定です。近年は、まちづくり分野でも環境との関わりが重要視されており，都市計画マスタープランの改定に際して，環境に対する考え方を整理したいと考えております。今回は都市計画マスタープランの枠組みの中で，環境に関する要素をどこまで反映できるのかという課題はありますが，考え方や方向性は時代の潮流を反映した内容にしたいと考えております。一方で，環境部門においても環境に関する計画づくりが行なわれており，市全体を見た場合には，環境部門の計画が主となって取り組んでいくことになりま

す。

森岡委員

資料2の都市の現況・動向で、将来的な人口・世帯の減少や高齢化について言及されていますが、外国人の割合が年々高まっていることにも注目すべきではないでしょうか。20年先、30年先を見据えた場合に、外国人労働者の受入れも増加し、今まで以上にまちづくり分野への関わりも高まってくると思います。お示し頂いた都市づくりの目標にそのような視点が反映されていませんが、どのようにお考えでしょうか。

同じく、資料2の都市の現況・動向で、空き地・空き家の推移が整理されていますが、都市づくりの目標には空き地や空き家に対する考え方が示されていません。空き地や空き家は今後、ますます問題になってくると思うので、それを踏まえた都市づくりの目標とする必要があると思います。また、今後人口が減少し、税収の減少が見込まれる中で、行政サービスの効率的な提供により維持管理等の質の維持を図っていく考えのようですが、将来的に縮退は避けられないと思います。改定する都市計画マスタープランでは、都市が縮退していくことに対して、縮退という表現になるかどうかは別として、何かしらの考えを示す必要があると考えています。それについては、どのようにお考えでしょうか。

都市計画課長

市内の在住外国人については、「参考4」の9ページを御覧ください。2012年ごろから増加傾向ですが、市内総人口に占める割合は1.5%前後と、全体に占める割合はそれほど大きくないのが現状となっています。しかし、国でも国内の労働人口の減少を見据え、外国人労働人口を増加させる政策が打ち出されていることもあり、今後、市内においても外国人労働人口が増加することを認識しておく必要があると考えています。市で取り組んでいるネットワーク型コンパクトシティは、人口減少や高齢化が進む中で、いかに住みやすい都市づくりを行なっていくかという観点から、まちづくりを進めていくものになります。都市計画マスタープランは、ネットワーク型コンパクトシティの考え方を基に、都市づくりの大きな方針を整理するものと考えており、外国人労働人口の増加については、動向として把握しつつ、新たな外国人居住者のまちづくりへの参加など、それぞれの計画の中で取組を進めていくべきものと考えています。

もう一つの質問につきましては、人口の減少に合わせて、市街地をコンパクトにしていく考え方を示す考えはあるのかということですが、「参考資料4」の2ページの将来人口推計から、今回の都市計画マスタープランの目標年次である2037年は、人口約49万人と現在から約3万人程度減少する見込みです。一方、「参考資料4」の7ページの世帯数の将来推計から、世帯数は2035年頃まで増加する見込みです。人口が減少する中でも、当面、世帯数は増加が見込まれており、現在の市街化区域内の人口密度のメリハリをつけていくことで、人口減少への対応を図っていく考えです。以前から立地適正化計画で、都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定しており、それらの施策の中で密度の高いまちなかや、子育て世帯にニーズのある郊外部、自然環境の豊かな田園居住などの多様な暮らし方を選択できるまちづくりを進めていくとともに、メリハリのある都市の形成を目指していくことを考えています。将来的には都市の縮退を考えていく必要があるものと認識しています。また、空き地・空き家の推移が都市づくりの目標に反映されていないとの意見がありましたが、都市づくりの課題は、「地域拠点」、「中心市街地」、「産業・観光拠点」、「交通」、「環境」、「防災」、「都市運営」の視点から整理されています。空き地・空き家に関しては、都市整備の方針の中に新たに「都市のスポンジ化への対応」を追加しており、その中で整理したいと考えています。

大森会長

関連して現行の第2次マスタープランでの都市づくりの課題や目標が、今回の第3次マスタープランでどのように変更されているのか、簡単に御説明頂けますか。例えば第2次マスタープランでは、4つの都市づくりの目標が整理されましたが、今回は6つに拡充・再編されていると思います。

都市計画課長

現計画の「(1) 安心して快適に住み続けられる都市」は、土地利用の視点の目標であり、今回の改定案の「(1) 便利で暮らしやすく快適に住み続けられる都市」に対応しています。同様に「(2) 活力・魅力を創造し続けられる都市」は「(3) 地域経済の好循環を創出する産業の発展を支える都市」、「(3) の快適で安全に移動できる都市」は「(4) 公共交通などにより安全・快適で自由に移動できる都市」、「(4) 環境と共生した都市」は「(6) 環境にやさしく災害に強い持続可能な都市運営が実現する都市」にそれぞれ対応しています。

今回新たに加わった目標は、「(2) 都市や地域の魅力・活力を創造し続けられる都市」と「(5) 農地や森林などの緑豊かな自然と市街地が調和した都市」となります。そのうち、改定案の目標(2)は現計画の目標(1)がそれぞれ、地域・拠点について目標(1)、中心市街地について目標(2)に分かれた構成となっています。改定案の目標(5)では、自然と市街地が調和した都市と題して、市街化調整区域のまちづくりについて、具体的に整理しています。

大森会長

第2次マスタープランから約10年が経過しており、その間の変化を踏まえて、都市づくりの目標についても拡充が行なわれているようです。

その他に御質問や御意見はありますか。今のところ無いようですので、事務局は続きの御説明をお願いします。

都市計画課長

ここからは、「将来都市構造」「土地利用の方針」「都市整備の方針」について御説明させていただきます。

それでは、「資料1」の2ページを御覧ください。中段の「(2) 改定の方向性の整理」であります。全体構想の構成要素であります「都市構造」、「土地利用」、「都市整備」の3つの視点から改定の大きな考え方、見直しのポイントとなるもの、新たに盛り込む視点などについて整理したところがあります。まず「①都市構造の視点」であります。「別紙1-1 将来都市構造図」とあわせて御覧ください。

まず、「ア. 拠点形成」であります。「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」「総合計画」において位置付けた拠点や「立地適正化計画」の都市機能誘導区域等の位置づけを踏まえ、将来都市構造図に明示するものであります。具体的には、図右側のとおり形成ビジョンにおいて各地域に位置付けた14か所の地域拠点を明示するほか交通結節点周辺の位置付けであります。鉄道駅やLRTのトランジットセンター等の周辺の交通結節点周辺につきまして、地域特性を活かした交流促進等につながるよう拠点化を促進する場所を位置付けてまいります。図では、オレンジの破線丸囲みを交通結節点周辺として、明示しております。立地適正化計画において都市機能誘導区域等に位置付けた鶴田駅周辺、南宇都宮駅周辺、LRTのベルモール停留場周辺とトランジットセンターを整備する車両基地周辺の4か所あります。また、仮称大谷スマートIC周辺につきましては、広域交通結節点で

あるインターから中心市街地や観光拠点である大谷周辺地域への新たな玄関口として高い立地ポテンシャルを有するため、新たに交通結節点周辺への位置付けを検討しております。次に「イ.ネットワーク形成」であります。まず、L R T西側延伸等の位置付け検討であります。今年度改定を予定している「都市交通戦略」等と整合を図りながら、総合的な公共交通ネットワークの構築とともに、L R T西側延伸等の新たなネットワーク構想の位置付けを検討してまいります。別紙1-1の土地利用構想図には破線で示しております。また、先ほどの拠点形成にありました仮称大谷スマートIC等につきまして交通の円滑化や経済活動の活性化を促す道路ネットワークとともに、交通利便性の向上や地域活性化を図るため、計画・整備が進められている仮称大谷スマートIC等の位置付けを検討しております。

次に「②土地利用の視点」であります。まず、「ア.商業系・住居系土地利用」であります。次に「立地適正化計画」において定める誘導区域への居住や都市機能誘導に向けた誘導区域内外の土地利用や用途地域の適正化の方針、またL R T沿線の土地利用や交通結節点周辺等への土地利用実現に向けた方針の検討、また「イ.産業系土地利用」についてであります。新産業団地や市街化調整区域における地区計画制度等を活用した流通業務型土地利用への対応として、産業拠点間や高速道路のIC等を結び、物流機能の強化や産業活動の活性化を図るため、地域高規格道路の沿線を産業軸に位置づけてまいります。「ウ.農業・自然系土地利用」についてであります。市街化調整区域においては、地域のコミュニティや活力が維持された良好な居住環境と自然環境の調和が図られた土地利用を誘導していくものとしております。また市街化区域の居住誘導区域外等においては、都市農業施策などとの連携を図りながら生産緑地制度や新たな用途地域等に関する土地利用の方針を検討していく必要があるものと整理しております。

「別紙2-1 用途別の現計画の評価と改定の方向性」を御覧ください。こちらは土地の用途別の現計画の評価と改定の方向性について、整理したものであります。左から用途別に、「現計画の土地利用方針」、「関連指標と評価等」、「取組状況と現況・課題等」、「改定の方向性」の流れとなっております。ここでは主なポイントを御説明させていただきます。

まず「(1)商業系土地利用」であります。次に「関連指標と評

価等」としまして、商業集積地の小売面積が増加し、日常の買い物の便利さへの市民満足度が増加し、都市拠点や近隣商業地等に身近な店舗立地が促進されております。都市拠点の通行量が減少し、人を呼び込める拠点の魅力づくりが課題となっております。右側の「②現状・課題等」におきましては、拠点や交通結節点周辺等への都市機能誘導策の充実や、道路等の基盤整備の進展などの地域の実情に応じた用途地域等の見直し検討を必要としております。「改定の方向性」としましては、都市拠点、地域拠点や、鉄道駅、LRTのトランジットセンター等の交通結節点の周辺において、中心市街地活性化基本計画を踏まえた施策事業や立地適正化計画や都市計画制度・手法等の活用による都市機能誘導、土地区画整理事業等による良好な都市基盤の形成などにより、商業系土地利用を誘導するものとしております。

次に「(2)住宅系土地利用」であります、「関連指標と評価等」としまして、住宅地の環境への市民満足度や市民の居住継続意向を示す割合が増加していることや、住環境形成に向けた地区計画導入や土地区画整理事業は着実に進展しております。右側の「②現状・課題等」におきましては、立地適正化計画の居住誘導区域の設定等を踏まえ、拠点や幹線交通沿線等への居住誘導や居住誘導区域外のゆとりある良好な居住環境を維持・形成するための土地利用誘導策の充実、道路等の基盤整備の進展などの地域の実情に応じた用途地域等の見直し検討が必要であるとしております。「改定の方向性」としましては、1点目は立地適正化計画等による公共交通の利便性の高い場所等への居住を誘導、2点目は都市全体を見渡したメリハリある多様な居住地の維持・形成や郊外の農地・森林などの豊かな自然環境を維持・保全、3点目は立地適正化計画の居住誘導区域の設定を踏まえ、新たな用途地域である田園住居地域や生産緑地の運用等を検討としております。

次に「(3)産業系土地利用」であります、「関連指標と評価等」としましては、市内の事業所数は、ほぼ横ばいではありますが、製造品出荷額や事業所当たりの製造品出荷額は増加しております。右側の「②現状・課題等」におきましては、市内工業団地は分譲完了、本市の企業立地ニーズ等の調査では、首都圏とのアクセス性に優れた場所や既存事業所等に近い場所を中心に多くの企業が立地を希望している状況がある一方、県内や近県の各自治体では新産業団地の造成・分譲の

動きが活発化し、地域間競争が激化しております。「改定の方向性」としまして、産業拠点を中心に高い生産性や付加価値、競争力などを生み出すことができる高度な産業の集積を図るとともに、企業ニーズ等を踏まえた新産業団地の具体化を検討することとしております。

裏面の「(4)農業・自然系土地利用」であります、「関連指標と評価等」としましては、耕作放棄地は増加傾向。農用地の区域面積については減少しておりますが、減少見込みの範囲内となっております。右側の「②現状・課題等」におきましては、農業人口等が減少傾向にあり耕作放棄地が増加傾向にあるなか、集落の活力やコミュニティ維持につながる土地利用を促進していく必要があるとしております。「改定の方向性」としましては、新たに盛り込む視点につきましては、郊外部地域の人口減少・高齢化の進行を見据え、地域拠点等の集落地を中心に居住や日常生活を支える機能の誘導するものとしております。

次に「都市整備の視点」につきまして、「別紙2-2 分野別の現計画の評価と改定の方向性の整理」を御覧ください。

こちらは分野別の現計画について、整理したものになります。

左から分野別に、現計画の整備方針、関連指標と評価等、取組状況と現況・課題等、改定の方向性の流れとなっております。こちらにも主要なポイントを御説明させていただきます。

まず「(1)交通体系」であります、「関連指標と評価等」としまして、公共交通の利用者数が、近年増加傾向にあり、また都市計画道路の整備は、路線の重点化を図りながら概ね計画どおりに進捗しております。右側の「②現状・課題等」におきまして、LRT整備の進捗に加え、高齢化の進行や観光需要の増加、自動運転技術等の科学技術の進歩など、交通を取り巻く環境変化に的確に対応した都市交通戦略の改定等により、総合的な交通ネットワークの構築の取組をより一層推進していく必要があるとしております。また、観光や物流等を通じた地域経済の活性化を図るため、都市計画道路やスマートIC等の整備を計画的に推進する必要があるとしております。「改定の方向性」といたしましては、総合的な公共交通ネットワークの形成に向け、交通事業者をはじめとする関係機関や地域と連携しながら、LRTの東側整備と西側延伸の検討、バスネットワークの再編、地域内交通の充実や、公共交通間の結節機能の強化に取り組むとともに、計画的な道

路ネットワークや仮称大谷スマート I C 等の整備を推進することとしております。

次に 2 ページの下段「(5) 市街地整備」であります。 「関連指標と評価等」としましては、土地区画整理事業等の推進により、安全で快適な市街地形成に計画的に取り組んだことなどにより、住環境や火災による延焼の危険がない住環境に対する市民満足度が増加しております。右側の「②現状・課題等」におきましては、拠点等への居住や生活利便施設の集積促進など、都市基盤等の既存ストックを活用しながら、これからの人口規模・構造や都市活動に見合った持続可能なまちづくりを推進する必要があるとしております。「改訂の方向性」としましては、都市拠点、地域拠点や、鉄道駅、L R T のトランジットセンター等の交通結節点の周辺などにおいて、市街地整備手法を通じた土地の集約化など、多様な方策による魅力ある市街地形成や立地適正化計画等の推進による都市機能や居住を誘導することとしております。また、防災性や利便性の高い安全・安心で快適な住環境を維持・形成するため、土地区画整理事業や再開発事業等による基盤整備について優先化・重点化を図りながら推進していくこととしております。

次に 4 ページの「(8) 環境負荷の少ないまちづくり」であります。 「関連指標と評価等」としましては、バス路線の維持や地域内交通の導入等による公共交通ネットワーク形成、交通結節点の整備・充実などにより、公共交通の利用者数は、近年増加傾向にあり、公共交通の利便性に対する市民満足度も増加していますが、未だ満足よりも不満を感じている人が多い状況にあります。また市民 1 人あたりの二酸化炭素排出量は、近年ほぼ横ばいとなっております。右側の「②現状・課題等」におきましては、環境・エネルギーへの意識の高まりを踏まえ、事業者を含む地域全体で効率的なエネルギー利用、低炭素化などの地球温暖化対策を推進していく必要があるとしております。「改定の方向性」としましては、環境負荷に配慮した市街地の整備については、本市のコンパクト化を先導する L R T 沿線をモデルエリアとして、トランジットセンターへの省エネ・再エネ設備の導入や周辺街区における面的なエネルギー利用の高効率化・最適化などの低炭素化を図る事業を構築し、他エリアへの展開を図ることとしております。

以上が、「将来都市構造」「土地利用の方針」「都市整備の

方針」について改定の方向性を整理したものとなります。

最後に、これまで御説明しました都市づくりの理念・目標や用途別・分野別の改定の方向性などを踏まえた全体構想の骨子案について御説明します。「資料3 第3次宇都宮市都市計画マスタープラン全体構想の概要」を御覧ください。内容につきましては、先ほどまでの資料をまとめたものとなりますので、ポイントとなる部分について御説明させていただきます。

まず、「序章 計画の策定にあたって」の「4.都市づくりの課題」、や中ほどの「第1章 全体構想」における、「1.都市づくりの理念」「2.都市づくりの目標」については先ほど前半で御説明した内容を盛り込んでおります。また、「3.将来都市構造」におきましては、右列にあります「(2)拠点と整備の方向」のうち「2)地域拠点」については、市内14か所を明示するとともに「5)交通結節点周辺を位置付けたところであります。また、「(3)都市軸と整備方向」「3)産業軸」であります。産業拠点間や産業拠点と高速道路のIC等を結び、物流機能の強化や産業活動の活性化を図る高規格道路の沿線を産業軸としたところあります。

次に2ページ「4 土地利用の方針」についてであります。 「(2) 基本方針」につきましては、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、効率的な都市活動や安全性・利便性の高い生活環境の確保を図るとともに、スプロールの抑制、自然環境の保全・活用を図ることとし、立地適正化計画・市街化調整区域の整備及び保全の方針、新産業団地、大谷振興の取組等を考慮したうえで、4つの方針を定めております。

その中で、「① 区域区分」につきましては、新たな市街化区域の拡大は、都市のポテンシャルを生かした産業の発展や地域経済の活性化等につながる適正な規模で行う場合以外は、原則として行わないものとししました。「④市街化調整区域」につきましては、自然的土地利用から都市的土地利用への転換は、都市構造上の「拠点」・「軸」の機能強化に資する地域や小学校周辺等のコミュニティ・活力の維持が必要な地域、観光振興を通して都市の魅力向上や地域活性化につながる地域において、適正な規模とするものとししました。

次に「5 都市整備の方針」であります。今回の計画改正において構成の変更を検討しております。これまで「(5)市街地整備の方針」に含めておりました「(6)住宅施策の方針」を一本化することや、人口減少の進行により懸念される課題への対応として新設しました「(7)都市のスポンジ化への対

応の方針」でございます。

今後は、この骨子案をベースにいたしまして「都市構造」「土地利用の方針」「都市整備の方針」の改定の方向性などを踏まえ、全体構想の素案を取りまとめ、次回以降の御審議頂きたいと考えております。以上で説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

大森会長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、御意見・御質問等ありましたらお願いします。

工藤委員 都市のスポンジ化と関連しますが、中心市街地でコインパーキングとして使用される空間が増加していることは、非常に難しい問題だと思います。ネットワーク型コンパクトシティ形成の取組が進めば解消に向かうものと思いますが、この問題について、考え方や取り組んでいるものがありますか。

地域政策室長 中心市街地の駐車場の増加については、シンポジウムの実施や、地権者や不動産関係などの方を対象としたワークショップを行ったところです。その中で短期的な利用として、コインパーキングを活用した中心市街地の活性化が出来るかモデルを検討した上で、来年度以降取り組んでいこうと考えています。また中長期的な利用として、再開発事業や優良建築物等整備事業等の手法について検討を行い、LRTの西側延伸を見据えながら、次期中心市街地活性化基本計画において考え方をまとめていきたいと考えております。

都市計画課長 中心市街地に加え、空き家、空き地の問題につきましても、都市機能誘導区域や居住誘導区域といったエリアの中での対応の方針などを考えていきたいと思っております。

大森会長 中心市街地で駐車場として使用される空間が増加していることは、非常に難しい問題だと思います。

武井委員 公共交通の利便性に対する満足度が、平成20年から平成29年にかけて若干増加していて、公共交通の利用者数も近年、増加傾向にありましたが、個人の印象では市内のバス路線の非効率性を強く感じています。大通り沿いは頻繁にバスが通り、非常に便利ですが、例えば競輪場通り周辺など、大通りから少し離れるとバスが利用しづらい地域があり、その

状態が続いています。そのため、公共交通の利便性に対する満足度が向上したことが意外でした。例えば平成20年と比べて、バス路線がどう変化したのか具体的に教えて頂きたいです。また、今後LRTの整備により、バス路線をどのように再編していく計画なのか、それに対して、現在どのような取組みを行っているのか教えて頂きたいです。

都市計画課長

宇都宮市全域で公共交通不便地域の解消に向けて、まちなかでは路線バス、郊外部では地域内交通の充実に取り組んでおり、昨年度、郊外部の全地区で地域内交通が導入されました。また、高齢ドライバーの免許の返納も公共交通利用者の増加の要因となっているのではないかと思います。公共交通の具体的な取組みについては、東部は公共交通が不便な地域が多いため、LRTを優先的に整備されることとなっており、LRTの整備と合わせて、バスの再編も計画されています。公共交通不便地域の解消に向けて、LRTと競合するバス路線をその他のエリアに振り分けることや、バス路線の本数を増やすことなどを検討しています。JR宇都宮駅西側についても、LRTの整備と合わせて、現在バス路線がないエリアに新たにバス路線を計画するなどを検討しています。全体的にバス路線の再編を進める中で、公共交通不便地域の解消等の取組みを進めていくことを考えています。

森岡委員

別紙1-1の将来都市構造図について、石那田ICが示されていますが、その他の説明の中で石那田ICに関する内容はなかったように思いますが、考えを教えてください。

都市計画課長

まず今回、仮称大谷スマートIC周辺を新たに交通結節点周辺に位置づけるのかどうかを検討しています。それに関して、整理し切れていない点もあり、今回の資料では全てのICの図示のみ行なっています。石那田ICについて、記載はありますが、拠点として位置づけることは考えていません。

都市整備部長

将来都市構造図で、現計画と改定案とを比べて交通結節点であるICとして、新たに仮称大谷スマートICと石那田ICが追加されていますが、交通施設としてどこが変わったか比較できるように図示しています。

森岡委員

別紙2-1と2-2で表現が違う部分について確認させて

頂きたいと思います。別紙２－１の「(２)住宅系土地利用」の改定の方向性に、「土地区画整理事業や道路・身近な公園の整備等により良好な住環境を維持・形成」とありますが、別紙２－２の「(５)市街地整備」の改定の方向性には、中心市街地を想定しての内容と思いますが、「土地区画整理事業や再開発事業等による都市基盤の形成について事業の優先化・重点化」とあります。その点について、記載の仕方が異なる理由を教えてください。

また都市計画マスタープランの中で、事業の優先化や重点化について整理する予定があり、このような記載をしているのでしょうか。

都市計画課長 都市計画マスタープランの中で方針は示しますが、事業の優先順位を付けることは考えていません。

森岡委員 別紙２－１の「(２)住宅系土地利用」の改定の方向性に、「土地区画整理事業や道路・身近な公園の整備等により良好な住環境を維持・形成」とあるものは、事業の優先化・重点化の考え方で進められるのでしょうか。

都市計画課長 御指摘頂いた改定の方向性の記載内容の違いについては、実際に計画書に方針として記載する際に分かりやすくなるよう工夫したいと思います。別紙２－１の「(２)住宅系土地利用」の改定の方向性の内容は、組合や個人施行を含めた土地区画整理事業を想定しており、別紙２－２の「(５)市街地整備」の改定の方向性は、公共側が進んで整備するものを想定しています。別紙２－１と２－２の改定の方向性で示した内容が、都市計画マスタープランの改定にあたって配慮すべき内容となっています。この改定の方向性をどう反映させていくのかについては、取りまとめた計画書の内容を次回の審議会でご説明させていただきます。

大森会長 他に御質問や御意見はありますか。

既に御意見、御質問は出尽くしたようですが、第３次都市計画マスタープランについては引き続き御議論頂きますので、よろしく申し上げます。本審議会後、改めて資料を御確認いただき、何か意見等がありましたら事務局までお知らせください。

前回の計画策定から約１０年が経過し、人口減少や空き家

の増加などの課題が懸念されていることや、L R Tの整備など新たな動きを踏まえて、今後、よりネットワーク型コンパクトシティの形成を実現していくための具体的な都市づくりの計画としてバージョンアップを図っていけると良いと思います。

4. その他

大森会長

続きまして、「その他」に移ります。
事務局から何かございますか。

神山書記

特にございません。

大森会長

委員の皆様方から何かございますか。

各委員

《意見等があれば》

5. 閉会

大森議長

それでは、以上をもちまして「第73回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。長時間の御審議ありがとうございました。